

各小・中学校長 様

豊能町教育長 森 田 雅 彦

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用」等について（通知）

標記の件について、令和4年5月25日付で大阪府教育庁より別添のとおり通知がありました。

つきましては、大阪府教育庁の通知に基づき、各校における教育活動等におけるマスクの着用について下記のとおり対応願います。

記

◆基本的な考え方

○マスク着用が必要ではない場面

①十分な身体的距離が確保できる場合…マスクの着用は必要ない。

②気温・湿度や暑さ指数が高い日

…熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外す。

③体育の授業

…マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸が出来なくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクの着用を推奨する。

※児童生徒等のマスク着用を禁止するものではないので、熱中症対策を講じた上で、様々な理由でマスクの着用を希望する場合には適切な配慮が必要。

◆部活動について（特に中学校での放課後や休みの日の活動）

※体育の授業に準じつつ、近距離で接触する運動等については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて対応する。

※次のような場面については、マスク着用等感染対策を徹底する。

○活動以外の練習場所や更衣室等共有エリアの利用時

○部活動前後での生徒どうしによる飲食や移動時

◆その他

※熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導する。その際には、人との十分な距離を確保し、会話を控えるよう指導する。

【連絡先】

豊能町教育委員会事務局

こども未来部 義務教育課 担当／吉澤

TEL072-739-3427・FAX072-739-3052

E-mail : gimukyouiku@town.toyono.osaka.jp